第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問	前節（証人尋問）及び外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の六（証人の宣誓
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する第百八条（電子呼出状の記録事項等）第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十二条の六（証人の宣誓）第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書	外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）及び同規則第十二条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書
	電子調書について	調書について
第百四十七条	（書証の申出等）第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで（	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）（書証の申出等、
	の規定	及び外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定